

# 働きたい女性と企業とのマッチング支援事業委託業務 仕様書

## 1 委託業務名

働きたい女性と企業とのマッチング支援事業委託業務

## 2 目的

女性の様々なライフステージやニーズに応じた多様で柔軟な働き方を実現するため、結婚、出産、介護等を理由に離職した女性や子育て中の女性の就労意欲の喚起を図るとともに、希望する働き方に合った仕事を選択できる機会を提供し、丁寧なマッチングを行うことで確実な就業・定着を図る。

## 3 業務概要

### (1) 業務内容

- ア 就職アドバイザー（キャリアコンサルタント等有資格者）による求職者への支援の実施
- イ 適職診断会の開催
- ウ 交流会の開催
- エ マッチングイベント（合同企業説明会）の開催
- オ 「おおいた働きたい女性応援サイト」掲載企業取材
- カ 広報
- キ 管理調整業務
- ク 効果測定及び実績報告書作成

### (2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 実施方法

### (1) 就職アドバイザー（キャリアコンサルタント等有資格者）による求職者への支援の実施

再就職を目指す女性から就業に関する相談を受け、多様な職種を紹介し、ニーズにあった企業への就労ができるよう丁寧なサポートを行う就職アドバイザー（キャリアコンサルタント等有資格者）（以下「アドバイザー」という。）を配置する。

#### ア アドバイザーの業務

##### (ア) 事業期間における適職診断の実施

求職者からの適職診断の要望に対応する体制を整え、相談方法としてメールや面談など柔軟に選択できるようにする。

また、相談者に対し、下記について定期的に女性の就業に必要な以下の情報提供等を行い、女性の就業意識の維持、向上を図る。

- a マッチングイベント(合同企業説明会)参加企業の紹介
- b 育児休業や子育て、介護支援等に関する各種制度の説明
- c 保育や母子保健などに関する情報や窓口の紹介

d その他女性の就業に必要な情報

(イ) 適職診断会で、求職者の希望の聞き取りや、アドバイス等を行い、マッチングイベントや職業訓練等への誘導等、再就職にむけた支援を行う。

(ウ) マッチングイベント(合同企業説明会)への参加を希望する女性の希望を事前に聞き取り、当日の相談対応や企業ブースへの積極的な誘導等を行う。

なお、参加者に丁寧に対応できるよう、参加者6名程度に対し、アドバイザー1名以上を配置すること。

イ アドバイザーの選定

下記のいずれかに該当するものから、業務に適切に対応できるものを選定すること。

(ア) キャリアカウンセラー、キャリアコンサルタントなどの有資格者

(イ) キャリアアドバイザーなど、働き方や業務など仕事に関するアドバイスができる者

(ウ) その他、県と協議し、適切と認められる者

ウ その他

アドバイザーの活動内容については、その実績を記録し、委託業務完了時に報告する。

## (2) 適職診断会の開催

マッチングイベント開催前に対面形式で適職診断会を開催し、求職者に対し、再就職に向けた支援を行う。

ア 開催方法及び回数等

県内の会場でマッチングイベント1回目の開催前に1回開催すること。

イ 開催日時は、マッチングイベントの1回目までの間で女性が参加しやすい効果的な時間を設定し、県と協議のうえ決定すること。

## (3) 女性社員との交流会の開催

マッチングイベントと同日に、出展企業で働く女性社員と参加者の交流会を開催する。

## (4) マッチングイベント(合同企業説明会)の開催

女性求職者と女性人材の活用に関心がある県内企業とのマッチングイベント(合同企業説明会)を開催し、お互いの理解を深め就労の機会を図る。

ア 参加者及び出展企業の募集、決定

(ア) 受託者は、参加者及び出展企業の募集に係る広報や募集受付を行うこと。

適職診断会の広報もあわせて行うこと。

(イ) 参加対象者は、子育てや介護により一旦離職した女性や子育て中の女性で、企業への再就職を考える方や、現在就職活動中の方。

(ウ) 出展企業は、短時間勤務制度など女性が働きやすい多様で柔軟な職場環境を整えている企業とし、幅広い業種から選定し、県と協議のうえ決定すること。

(エ) 参加者は1回あたり女性40名、参加企業は20社を目安とするが上限を定めるものではない。

#### イ 開催方法及び回数等

- (ア) 県内の会場で2回開催することとし、インターネットを活用したオンライン形式での参加も可能とすること。また、参加にあたってアプリやツールのインストールが必要となる場合は、参加手順書を作成し、開催日の3日前までに参加者へ通知を行うこと。
- (イ) 開催日時は、令和8年1月末までで、女性が参加しやすい効果的な時間を設定し、県と協議のうえ決定すること。

#### ウ 参加者対応

- (ア) 出展企業の情報については、各マッチングイベント（合同企業説明会）開催日の10日前までにHP等を通じて、事前に参加者に周知すること。
- (イ) 参加者向けのマッチングイベント（合同企業説明会）次第、参加時のルール、出展会社概要をまとめた資料を作成し、各マッチングイベント（合同企業説明会）開催日の3日前までに参加者へ送付すること。
- (ウ) 各マッチングイベント（合同企業説明会）当日は、出展企業の求人情報が参加者にわかるよう、別途求人情報をまとめたものを掲載または配布すること。
- (エ) 子育て等の事情により、急遽参加ができなくなった参加者に対しては、就労へつながるように後日開催予定のマッチングイベント（合同企業説明会）などを紹介し、フォローアップを行うこと。
- (オ) その他、キャリアコンサルタントの配置等については、4（1）ア（ウ）のとおりとする。

#### エ 出展企業対応

- (ア) 出展企業向けに事前説明会を実施し、女性の働きやすい職場環境整備の実例紹介や女性向けの効果的な企業紹介方法などをアドバイスするとともに、合同企業説明会（マッチングイベント）当日の運営方法等を説明し、円滑にマッチングイベント（合同企業説明会）が行われるよう工夫すること。また、オンライン形式での参加も可能とすること。
- (イ) 出展企業に、商品の売買やマッチングイベントと関係ない事項のPR等の営業活動は行わせないこと。
- (ウ) イベント終了後、参加者から職場体験の申込などがなかった出展企業については、参加者アンケート結果を共有するなどしてフォローを行い、今後のマッチングにつながる支援をすること。

#### オ 参加料

参加者及び参加企業から参加費は徴しない。

#### カ 託児付きとすること。（無料）

#### キ その他

- (ア) 会場及び必要な機材等の手配は、受託者が行うこと。
- (イ) 参加者及び出展企業に提供する資料や、当日使用する資料については、開催日前までに電子媒体を県へ提出すること。

#### (5) 「おおいた働きたい女性応援サイト」掲載企業取材

大分県が運営する「おおいた働きたい女性応援サイト」に掲載する企業の取材を行う。

#### ア 取材先の募集・選定

(ア) 受託者は、女性の働きやすい制度、環境を整備し、実際に制度を利用しているまたは利用した従業員が在籍する企業から取材対象企業を選定、提案し、県と協議のうえ決定すること。

(イ) 企業選定にあたっては、ホームページ掲載後の記事の削除や修正等については原則受け付けない旨を説明し、十分な意思確認を行うこと。

#### イ 内容

(ア) 企業の取材、写真撮影を行い、取材原稿を作成する。

(イ) 1社あたりの取材原稿、写真の納品は以下の様式とすること。

- ・取材原稿データ 1,500字から2,000字程度

  - (Word形式・フォントMS明朝・フォントサイズ10.5)

- ・写真データ 4,5枚程度

  - (jpg形式)

ウ 取材先企業は12社とし、定期的に県ホームページに記事を掲載するため、月に2社程度計画的に納品すること。なお、最終納品期日は令和7年2月28日とする。

エ 成果物の著作権は大分県に帰属し、県のホームページ等への掲載についても許諾すること。

#### (6) 広報

本事業における開催告知や募集案内等の広報にあたっては、サイトやチラシ等を作成することやSNS等を活用したデジタル広告ほか、受託者の工夫により効果的に実施すること。また、「テレワーク商談会実施委託業務」の受託業者と連携し、参加募集の周知・広報を行うこと。なお、実施にあたっては、県と十分に協議すること。

#### (7) 管理調整業務

本業務の目的を達成するため、提案内容に応じた必要経費、スタッフ等を確保し、円滑に事業を運営すること。

業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告すること。

#### (8) 効果測定及び実績報告書の作成

ア 効果測定のため、各イベント参加者、参加企業へのアンケート及び就業状況等を実施すること。

イ アンケート調査及び就業調査については、各イベント参加者、参加企業に予め周知し、協力について承諾を得ておくこと。

ウ 実施内容、会場写真、アンケート調査及び就業調査等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

## 5 その他業務実施上の条件

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

### (2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (3) 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

### (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

### (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定すること。